

令和6(2024)年度栃木県生活困窮者自立支援事業(学習支援等)業務委託  
(県北健康福祉センター実施分)公募型プロポーザルに係る質問及び回答

令和6(2024)年2月27日  
栃木県県北健康福祉センター

No.	質問内容	回答
1	食事支援事業について、実施要領4ページの11(2)アに「事業者は、菓子、レトルト食品等持ち帰り可能な商品を購入すること」とありますが、現状法人では多くの事業所から安全な食糧の支援を受けています。これらを児童に対し追加で無償配布してもよろしいでしょうか。配布の際は、安全確保に努め、健康福祉センター総務福祉部生活福祉課からの許可も受けた上で実施いたします。	追加で無償配付することは差し支えありません。企画提案の際に、商品の種類や保管・配付方法等について、可能な範囲で御説明ください。配付に当たっては、有償・無償に関わらず、事前の相談をお願いします。
2	実施場所について、実施要領2ページの7(1)アに「なお、事業者の提案に基づき実施場所を選定することも可とする」とありますが、実施場所について年度途中であっても児童や保護者へ丁寧な説明を実施し、健康福祉センター総務福祉部生活福祉課と相談・許可を得た上で変更することは可能でしょうか。	年度途中での実施場所変更は、児童等の混乱を招くおそれがあるため、想定していません。ただし、施設管理上の都合で変更を余儀なくされる場合や、児童等にとって明らかに利便性が向上する物件の確保が見込まれる場合等は、変更の協議に応じます。
3	食糧支援については利用登録がある児童で、支援場所に来ない児童に対しては郵送での食料支援は可能でしょうか。必要に応じた訪問や面談は別途実施予定です。またその際の支援物資郵送に関して、配送料を予算に計上することは可能でしょうか。	郵送による食料品の配付は可能であり、委託料の範囲内で配送料を計上して差し支えありません。生活状況の確認が必要と思われる対象世帯については、家庭訪問による配付も御検討ください。